

千葉市立青葉病院医療クオリティー委員会設置要綱

[目的]

第1条 千葉市立青葉病院において、医療の質の管理、改善を図ることを目的に千葉市青葉病院医療クオリティー委員会（以下委員会）を設置する。

[所掌事務]

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- ① 医療の質の管理の策定に関する事項
- ② 医療の質改善のための活動立案に関する事項
- ③ 医療の質の評価に関する事項
- ④ 医療の質改善活動の周知、教育に関する事項

[組織]

第3条 委員会は、委員長、副委員長、委員をもって組織する。

- 2 委員長及び副委員長は、診療局長及び副院長の職にあるものをもって充てる。
- 3 委員は、医師、看護師、薬剤師、管理栄養士、臨床検査技師、作業療法士（理学療法士）、診療情報管理士の職にあるものにより構成する。

[委員長、副委員長の職務]

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員長、副委員長に事故あるとき、または欠ける場合は委員長、副委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

[会議]

第5条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員会は、過半数の委員の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は委員長の決すところにより議決する。
- 4 委員長は、必要に応じて委員以外の出席を求めることができる。

[庶務]

第6条 委員会の庶務は、事務局において処理する。

[委任]

第7条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

附 則 この規程は、令和 3 年 2 月 26 日より施行する。

附 則 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。